

## 求職者等に対する セクシュアルハラスメント防止方針

### ー 採用活動上のルールおよび相談窓口のご案内 ー

当社は、採用選考、会社説明会、職場見学、インターンシップ、実習その他の求職活動等において、求職者等の尊厳を傷つける性的な言動を一切許しません。求職者等が安心して参加できる環境を整備し、相談があった場合は迅速かつ適切に対応します。

#### 1. 目的と適用範囲

本方針は、当社の役員・社員・臨時員等、採用活動に関係するすべての者に適用します。対象となる求職者等には、求人応募者のほか、会社説明会・職場見学・インターンシップ・教育実習その他の採用に資する活動へ参加する方を含みます。対面だけでなく、電話、電子メール、オンライン面談、SNS その他のオンライン上のやり取りも対象です。

#### 2. 禁止する行為

当社は、求職者等の求職活動を阻害する次のような性的な言動を禁止します。性別、性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、同性間の言動も対象となります。

性的な経験、交際関係、容姿、身体、結婚・妊娠等について、採用判断に必要な質問や発言をすること

- ・性的な冗談、からかい、うわさ、画像・動画等を見せること、または性的な情報を流布すること
- ・必要なく身体に触れること、性的な関係を求めること、または断りにくい状況を利用して私的な食事や交際へ執拗に誘うこと
- ・採用上の立場や権限を利用し、性的な言動への対応を採否や選考上の取扱いに結び付けること
- ・その他、求職者等に不快感や苦痛を与え、求職活動等を阻害する性的な言動

#### 3. 採用活動における基本ルール

- ① 面談等は、会社が指定した時間・場所・方法で実施し、業務上必要な範囲を超えて密室や私的な場所で行いません。必要に応じて複数名で対応します。
- ② 求職者等との連絡は、会社が指定する電話、電子メール、採用管理システム、オンライン会議ツール等を使用します。私的な SNS・個人連絡先の交換や私的な連絡は原則として行いません。
- ③ 採用活動に必要な私的な食事・飲酒・交際への誘い、性的な質問または発言は行いません。
- ④ 面談内容、連絡経過その他の採用活動について、必要な記録を会社所定の方法で残します。
- ⑤ 採用担当者以外の社員が OB・OG 訪問、職場見学、インターンシップ等に対応する場合も、本方針および会社の指示に従います。
- ⑥ 人材紹介会社その他の採用関係者と連携する場合も、本方針に沿った対応を求めます。

#### 4. 相談窓口

求職者等は、セクシュアルハラスメントを受けた場合だけでなく、不安や違和感を覚えた段階でも相談できます。相談したことや事実確認に協力したことを理由として、採用選考その他において不利益な取扱いを行うことはありません。

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 相談窓口   | 株式会社北海道丸和ロジスティクス 総務部総務課                 |
| 電話番号   | [ 0133-64-7981 ]                        |
| メール    | [ h-kanri@momotaro.co.jp ]              |
| 受付時間   | [平日 9時 00分 ~17時 00分]                    |
| 相談時の情報 | 氏名・連絡先、発生日時・場所、相手方、具体的な言動等（分かる範囲で構いません） |

#### 5. 相談を受けた場合の対応

- ① 相談者の意向を確認し、プライバシーに配慮しながら、関係者への聴取や記録の確認等により事実関係を迅速かつ正確に確認します。
- ② 必要に応じて、担当者の変更、連絡方法の変更、選考機会の確保、心身への配慮その他の措置を講じます。
- ③ 事実が確認された場合は、就業規則その他の社内規程に基づき、行為者に対して厳正に対処します。
- ④ 事実が確認できなかった場合を含め、必要な教育・周知、体制の見直しその他の再発防止措置を講じます。

#### 6. プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者、協力者その他の関係者の個人情報および相談内容は、事実確認と対応に必要な範囲で取り扱い、プライバシーを保護します。求職者等が相談したこと、または社員等が事実確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行いません。

#### 7. 社員の責務と違反時の対応

すべての社員等は本方針を理解し、求職者等の人格と尊厳を尊重して行動しなければなりません。本方針に違反する行為が確認された場合は、就業規則その他の社内規程に基づき、懲戒を含む厳正な措置を行います。

#### 8. 施行日・見直し

本方針は、令和8年（2026年）10月1日から施行します。運用状況や法令・指針の改正等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

2026年10月1日  
株式会社北海道丸和ロジスティクス